

亀山市職員コンプライアンスハンドブック

～信頼される市政の確立を目指して～

亀山市

令和8年4月改訂

亀山市職員コンプライアンスハンドブックについて

市政運営を着実に進めていくためには、市と職員に対する市民からの信頼が不可欠であることは言うまでもありません。本市における職員のコンプライアンスの推進については、訓令などにより制度運用を行ってきましたが、これら制度が十分機能していない面がありました。

このような反省もあり、職員のコンプライアンスについて、より実効性のある環境や体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的に、亀山市職員コンプライアンス条例（令和元年8月1日施行）を制定しました。公益通報の対象となる職員による不正な行為や働きかけ行為の対象となる要求を受け入れてしまうようなことは、不祥事の発生につながり、市政に対する市民からの信頼を失ってしまいます。そして、このようなことは、市政運営全般に支障が生じることを、全ての職員が認識し、組織として職員のコンプライアンスの取組を進めていく必要があります。

このハンドブックは、職員のコンプライアンスの基本的な考え方や、実務における対応方法などについて、組織で共有するために作成したものです。

今後、このハンドブックに基づき適正な取組を積み重ね、職員のコンプライアンスに対する組織風土を高めていきましょう。

目 次

第 1	亀山市職員が目指す職員のコンプライアンス	1
第 2	職員のコンプライアンスを推進するために行うべきこと	3
1	公平・公正に職務を遂行しましょう。	4
2	公共の利益のために働きましょう。	5
3	個人情報を保護し、守秘義務を果たしましょう。	6
4	法令を遵守しましょう。	7
5	組織的に取り組みましょう。	7
6	透明化の推進を図りましょう。	8
7	説明責任を果たしましょう。	8
8	適正に公文書を作成・管理しましょう。	9
第 3	公益通報とは	10
第 4	働きかけ行為とは	11
第 5	亀山市における職員のコンプライアンスを推進する体制	13
第 6	フロー図	14
	様式（記入例）	16

第1 亀山市職員が目指す職員のコンプライアンス

市のまちづくりの基本的事項を定めた「亀山市まちづくり基本条例」は、職員の責務を次のように定めています。

(職員の責務)

第9条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づくまちづくりを進めるために、自らの知識及び能力の向上に努めるとともに、創意工夫を図って職務を執行しなければならない。

また、職員のコンプライアンスに関する事項を定めた「亀山市職員コンプライアンス条例」は、コンプライアンスの定義及び職員の責務を次のように定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) コンプライアンス 第3条に規定する職員の倫理保持及び法令遵守の原則に基づき、公正に職務を遂行することをいう。

(2) ～ (9) (略)

(職員の責務)

第5条 職員は、規則で定める利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他のこれらに類するものとしてされるものを含む。）を受けることその他規則で定める禁止行為を行ってはならない。ただし、市民の疑惑や不信を招くおそれのない行為として規則で定める行為については、この限りではない。

2 職員は、公益通報を行う等不正な行為の防止及び早期発見に努め、不正な行為を認識していながら放置してはならない。

これらを踏まえ、市民の信頼と期待に応えるために、亀山市職員※が目指す職員のコンプライアンスは、次の3つを達成し、透明で市民に信頼される市政を確立することとします。

- ①公平・公正であること。
- ②高い倫理観をもつこと。
- ③法令を遵守すること。



透明で市民に信頼される市政を確立

※ 会計年度任用職員を含めた職員とします。

第2 職員のコンプライアンスを推進するために行うべきこと

職員のコンプライアンスを推進するため、次のように取り組みましょう。

- 1 公平・公正に職務を遂行しましょう。
- 2 公共の利益のために働きましょう。
- 3 個人情報を保護し、守秘義務を果たしましょう。
- 4 法令を遵守しましょう。
- 5 組織的に取り組みましょう。
- 6 透明化の推進を図りましょう。
- 7 説明責任を果たしましょう。
- 8 適正に公文書を作成・管理しましょう。

1 公平・公正に職務を遂行しましょう。

私たち公務員は、全体の奉仕者です。常に市民の立場に立って、かつ、一部の市民に対して有利な又は不利な取扱いをせず、公平・公正に業務を遂行し、職務への信頼を確保しましょう。

「市は、不公平・不公正なことをしているかも知れない」という疑いが生じるだけで、市民からの信頼を失うことにつながります。

亀山市職員コンプライアンス条例及び亀山市職員コンプライアンス条例施行規則は、利害関係者との禁止行為等を定めていますので、市の事務事業に係る利害関係者との関わり方に注意し、市民からの疑惑や不信を招くような行動は、厳に慎んでください。

また、上司である職員は、部下がこうした行動をとらないように指導監督する責任があることを認識してください。

利害関係者とは、職員が職務として携わる次の事務の相手方です。

- ア 許認可等をする事務
- イ 補助金等を交付する事務
- ウ 立入検査又は監査をする事務
- エ 不利益処分をする事務
- オ 行政指導をする事務
- カ 契約に関する事務
- キ 入札に関する事務
- ク 指定管理に関する事務
- ケ その他これらと同程度の利害関係が生じる事務

禁止行為とは？

- ア 利害関係者との間における禁止行為
 - (ア) 金品等の贈与を受けること。
 - (イ) 金銭の貸付けを受けること。
 - (ウ) 無償で物品等の貸付けを受けること。
 - (エ) 無償で役務の提供を受けること。
 - (オ) 未公開株式等を譲り受けること。
 - (カ) 供応接待を受けること。
 - (キ) 遊戯又はゴルフをすること。
 - (ク) 旅行（公務を除く。）をすること。
 - (ケ) 利害関係者を通じて第三者にこれらの行為をさせること。
- イ 利害関係者にかかわらず禁止する行為
 - (ア) 社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。
 - (イ) 物品の購入等の対価を、その場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせること。

市民の疑惑や不信を招くおそれのない行為（禁止行為から除外されている行為）

- ア 広く一般に配布するための宣伝用物品、記念品の贈与を受けること。
- イ 多数の者が出席する式典、総会等において、記念品の贈与を受けること。
- ウ 職務として訪問した際に、利害関係者から提供される物品を使用すること。
- エ 職務として訪問した際に、利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（周囲の交通事情等から利用が相当と認められる場合に限る。）。
- オ 職務として出席した会議等において、茶菓の提供を受けること。
- カ 多数の者が出席する式典、総会等において、飲食物の提供を受けること。
- キ 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受けること。
- ク 利害関係者ととも自己の費用を負担して飲食等を行うこと。ただし、届出書を任命権者に提出し、許可を得た場合に限る。（様式第1号）
- ケ 私的な関係がある利害関係者との間における、職務上の利害関係の状況等に鑑み、公正な職務の執行に対する市民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる行為

2 公共の利益のために働きましょう。

- (1) 公共の利益のために、全力を挙げ、勤務時間の1分1秒でも無駄にすることなく、納められた税金などを最大限に生かすような仕事をしましょう。

市民のため、無駄のない、質の高い行政サービスを提供しようとすることは、職員のコンプライアンスの推進につながります。

- (2) 市民全体の利益を優先しましょう。

職員は、自らの言動が市全体の信用に影響を及ぼすことを認識し、その職務や地位を私的な利益のために利用してはいけません。全体の奉仕者という自覚を持ち、市民全体の利益を考え、職務に専念しましょう。

- (3) 市の職員として期待されている役割・立場を自覚しましょう。

地方公務員法には、信用失墜行為の禁止が規定されています。

職員が職務の内外において非行を行い、職自体の信用を傷つけたときは、それはその職員を一員としている公務全体の信用を損ない、かつ、公務全体の不名誉となります。

仕事・生活の場面を問わず、市職員としての信頼を損なうことがあってはなりません。また、所属長は、部下の勤務態度や行動について指導監督する責任があることを認識しなければなりません。

○地方公務員法

(信用失墜行為の禁止)

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

3 個人情報保護し、守秘義務を果たしましょう。

私たちの業務は、市民の個人情報・事業所の情報を取り扱うものも多くあります。これらの情報、職務上知り得た秘密は、絶対に守らなければなりません。

- (1) 個人情報の保護に関する法律では、個人情報を取り扱う職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを定めています。

個人情報の漏えいに関係した事件は、多くの場合、パソコン、資料、記憶媒体（USBメモリ、SDカード等）等を外部に持ち出したことが原因となっています。個人情報が含まれる電子情報等を取り扱う所属長は、職員のごこうした行動に対する管理責任があることを認識してください。

万が一、個人情報の漏えい等が起こった場合は、市（職員）の責任を問われ、住民訴訟に発展する可能性もあります。

- (2) 守秘義務は、地方公務員法に定められている職員の義務であり、職務上知り得た秘密を漏らした場合、懲戒処分の対象となり得るほか、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金の対象となります。また、守秘義務については、特定の公務を担当する公務員の守秘義務を定める特別な法律があります。

例えば自分の親族や友人に対しても、職務上知り得た情報を不用意に口外したり、漏らしたりするようなことがあつては、絶対にいけません。

○地方公務員法

(秘密を守る義務)

第34条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(罰則)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) (略)

(2) 第34条第1項又は第2項の規定（第9条の2第12項において準用する場合を含む。）に違反して秘密を漏らした者

(3)～(8) (略)

○地方税法

(秘密漏えいに関する罪)

第22条 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

○住民基本台帳法

(秘密を守る義務)

第35条 住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則)

第44条 第35条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 法令を遵守しましょう。

私たちは、日々の業務遂行に当たり、法律、条例、規則、要綱等に基づいて事務を行っています。これらに背いた事務を行うことは、市民に対して説明責任を果たせないだけでなく、疑惑や不信を招くことにつながります。業務を遂行する際には、法令を遵守し、かつ、上司の指示に従いましょう。

法律、条例等に基づいて業務を遂行する上で、中にはどのような判断をするべきか悩む場面もあります。そういった判断の難しいケースや経験のない事例などに直面した場合は、先輩職員や上司に相談し、また、法律的な領域で判断に困った場合は、早い段階で弁護士への法律相談を検討しましょう。

また、要綱、基準、部署内にあるマニュアル及び引継書等が、最新の法令の内容にきちんと沿っているか、制度に合致しているか、市民に無駄な手続を強いていないかなどについて、定期的にチェックするよう心掛けましょう。

近年の法令の改廃サイクルは極めて短く、不定期に、1年で2度、3度と改正される法律もあるため、マニュアルなどを作成した場合は作りっぱなしにするのではなく、見直すことが必要です。

5 組織的に取り組みましょう。

(1) 一定の公職にある者等からの要望や職員の公正な又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為には、き然と対応し、上司への報告・連絡・相談を徹底し、組織として対応することを心掛けてください。また、そういった働きかけ行為の内容は記録しなければなりません。

(2) 過去からの懸案事項や困難な状況に対しては、一人の職員が悩み、問題を抱え込むのではなく、職場全体で対処することを組織風土として定着させましょう。

一部の職員が法令違反に気付いて声を上げようとしても、周りの雰囲気それがそれをさせないような危険な状況を作らないようにしてください。

(3) 他の部署の業務であっても、問題があると気付いた場合は指摘するようにし、指摘を受けた部署も、問題があれば真摯に受けとめ、組織として改

善していくようにしましょう。

6 透明化の推進を図りましょう。

市民から「市は、不公平・不公正なことをしているかも知れない」という疑いや不信感を持たれることのないよう、市民が市を信頼して市政を任せられるよう、市ホームページや広報などにより積極的に情報発信をしましょう。

また、市の公文書について情報公開請求があった場合は、亀山市情報公開条例等の規定に従って、適正な公開手続を進めましょう。

7 説明責任を果たしましょう。

私たちは、市民に対し自信を持って説明できる根拠に基づいて業務を遂行しなければなりません。

市民に対して説明する場合は、法律、条例等の確かな根拠に基づき、かつ、分かりやすく伝えるようにしましょう。

そのためには、普段から業務や事業に関する情報を収集し、知識を深めておく必要があります。

法律、条例等の調べ方は、次のとおりです。業務と法令の根拠を突き合わせ、その関係を理解し、市として説明責任を果たせるようにしましょう。

区分	調べ方	
	例規システム	D 1 - L a w
国の法令	「法令/検索」により、憲法、法律、政令、勅令、府令、省令等を調べることができます。	「現行法規」により、憲法、法律、政令、勅令、府令、省令等を調べることができます。
亀山市の条例、規則等	「例規/検索」により、亀山市の条例、規則等を調べることができます。	
全国の地方自治体の条例、規則等	「政策法務」により、全国の自治体の条例、規則等を調べることができます。	

8 適正に公文書を作成・管理しましょう。

(1) 私たちの業務は、そのほとんどが文書等を通じて行われています。したがって、文書等の取扱いが正確に行われるかが重要となります。

公文書は、起案や決裁の日付を明確にするとともに、事務能率の向上に役立つよう、適正に管理しましょう。また、保存期間の過ぎたものはみだりに残さず、文書管理のサイクルに従って適正に廃棄するようにしましょう。これらのことは、適正な情報公開のためにも必要です。

(2) 市の文書と偽って文書等を作成したり、虚偽の文書等を作成・変造したりした場合は、刑法に定める公文書偽造等・虚偽公文書作成等に該当し、処罰されます。

○刑法

(公文書偽造等)

第155条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、1年以上10年以下の懲役に処する。

2 公務所又は公務員が押印し又は署名した文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。

3 前2項に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した文書若しくは図画を変造した者は、3年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

(虚偽公文書作成等)

第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前2条の例による。

第3 公益通報とは

市が実施する事務や事業に関し、次のいずれかの不正な行為が生じ、又は生じようとしていると思われる場合に行う通報のことです。

- ・法令に違反する行為
- ・人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為
- ・公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為

公益通報は、コンプライアンス監督者*を経由して、又は直接に亀山市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」といいます。）の事務局である総務課の亀山市コンプライアンス推進会議公益通報窓口（以下「通報窓口」といいます。）に公益通報書（様式第2号）を提出することにより行います（メールでの提出も可）。推進会議は、受理した公益通報の内容を調査し、亀山市コンプライアンス委員会（以下「委員会」といいます。）において調査及び審査の必要があると認める公益通報については、委員会に報告し、委員会にてその通報案件の審査を行います。

（1）公益通報の例

- ・出張における旅費の計算を水増ししていた。
- ・工事の予定価格を業者に漏らしていた。
- ・職務を全うせず、業務に不要なインターネットサイトの閲覧を頻繁に行っている。

（2）公益通報に該当する行為があった場合は

公益通報に該当する行為を発見又は知った場合は、コンプライアンス監督者*に通報しましょう。自分の所属部長以外の監督者への通報でも構いません。また、直接、推進会議（通報窓口）への通報も可能です。

公益通報は、匿名でも可能ですが、詳しい調査を行うために原則実名での通報にご協力をお願いします。なお、通報による、通報者に対する不利益な取扱いは条例で禁止されており、秘密は守られます。

公益通報制度を活用し、不正行為等の予防及び早期発見に努めましょう。

※ コンプライアンス監督者

政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長、教育部長、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局

第4 働きかけ行為とは

職員に対し、請負その他の契約、許認可その他の行政処分、事業採択、人事その他の職務に関して、正当な理由なく次に掲げることを求める行為で、職員の公正な又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかける行為（暴力的行為、脅迫、どう喝その他の社会的常識を逸脱した手段によるものを含みます。）をいいます。

- ・ 特定のものに対して有利な又は不利な取扱いをすること。
- ・ 特定のものに対して義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨げること。
- ・ 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
- ・ 遂行すべき職務を行わず、又は定められた期間までに行わないこと。
- ・ 上に掲げるもののほか、法令に違反すること又は職員としての倫理に反することを行うこと。

(1) 働きかけ行為の例

- ・ 特定の業者から、入札の予定価格を教えてほしいとしつこく迫られた。
- ・ 市の許認可が必要な事務において、申請者から許可又は認可するよう迫られた。
- ・ 特定の団体から補助金の申請があったが、補助の対象に該当しないにもかかわらず、申請を許可するよう強要された。
- ・ 一定の公職にある者等^{*1}から要望があった。

(2) 働きかけ行為があった場合は

働きかけ行為があった場合は、組織的に対応するため、働きかけ行為記録兼報告書（様式第9号）によりその行為の内容を記録して所属長^{*2}又は上司に報告しなければなりません。また、その報告を受けた所属長又は上司は、市長及び任命権者に報告^{*3}し、その記録を推進会議に提出しなければなりません。

働きかけ行為があった場合は、特定の職員個人だけで悩むのではなく、受けた働きかけ行為の内容を記録して所属長又は上司に報告しましょう。上司への報告が困難な場合は、先輩職員や同僚、総務課に相談しましょう。

(3) 一定の公職にある者等からの要望

一定の公職にある者等から個別に要望等（市議会議員による窓口、電話等での要望等）があった場合は、基本的に、全て記録し、所属長又は上司に報告しなければなりません。

また、一定の公職にある者等以外の者からの要望等についても、一定の公職にある者を利用する発言（〇〇議員も言っていた、〇〇議員も関係している等）が含まれる場合には、働きかけ行為に該当する可能性が高いた

め、これを記録し、所属長又は、上司に報告しなければなりません。

なお、公的な場（議会、講演会等）での要望及び正式な要望書（自治会長の押印があるもの等）による要望は、働きかけ行為に該当しません。

※1 一定の公職にある者等の例

- ・市域を選挙区とする議員（市議会議員、県議会議員、国会議員、本市を活動拠点に含む比例区選出議員）
- ・県内の地方公共団体の長等の特別職（親族、代理人、県内の地方公共団体の長等の特別職を支援する政治団体の役員）
- ・自治会の役員
- ・業界団体の役員

※2 所属長とは、所属する部長又は課（室）長をいいます。

※3 市長及び任命権者への報告は、総務課法務統計Gの合議が必要です。決裁後は、その記録を亀山市コンプライアンス推進会議事務局（総務課法務統計G）に提出してください。

第5 亀山市における職員のコンプライアンスを推進する体制

日本国憲法、地方公務員法、地方自治法、公益通報者保護法



亀山市職員コンプライアンス条例
亀山市職員コンプライアンス条例施行規則

亀山市コンプライアンス委員会

職員のコンプライアンスの推進に関し識見を有する者として、市長に委嘱された3人の委員で組織し、次の事項を行います。

- (1) 職員による公益通報に関する調査及び審査を行うこと。
- (2) 働きかけ行為に関する調査審議を行うこと。
- (3) 職員の不正を防止する対策の措置に関する調査及び審査を行うこと。
- (4) 市の職員のコンプライアンスの推進に関する専門的な審査、助言等を行うこと。

亀山市コンプライアンス推進会議

副市長を会長として庁内に設置しており、次の事項を行います。

- (1) 職員による公益通報に関する調査を行うこと。
- (2) 働きかけ行為の記録に関する調査を行うこと。
- (3) 職員が不正な行為を行わないよう必要な対策を講ずること。
- (4) そのほか、市の職員のコンプライアンスの推進に関する調査及び研究をすること。

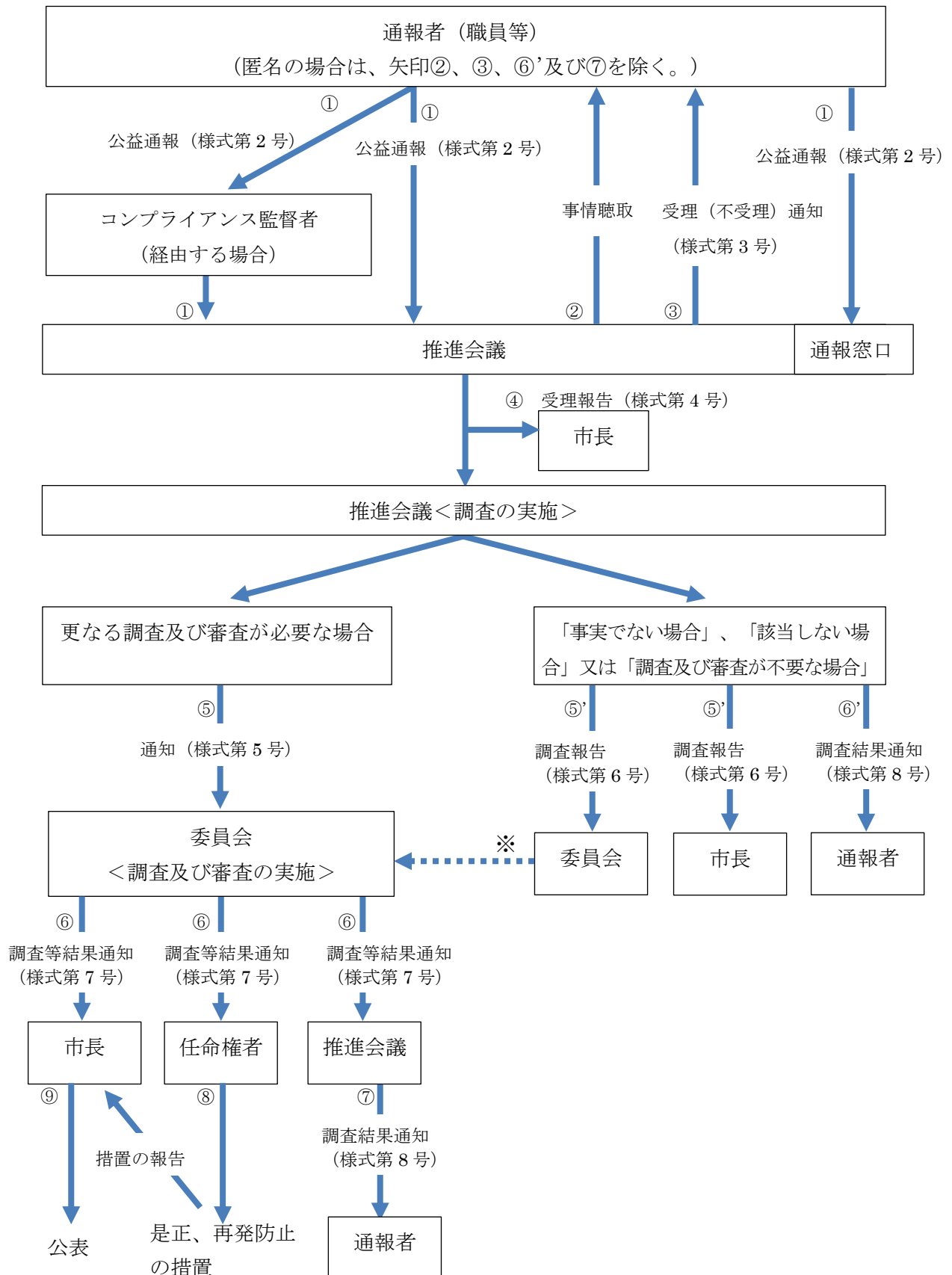
コンプライアンス監督者

職員のコンプライアンスに関する指導及び助言その他職員のコンプライアンスのために必要な事務を行うため、任命権者の下に置きます。

政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、子ども未来部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長、教育部長、議会事務局長、監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長

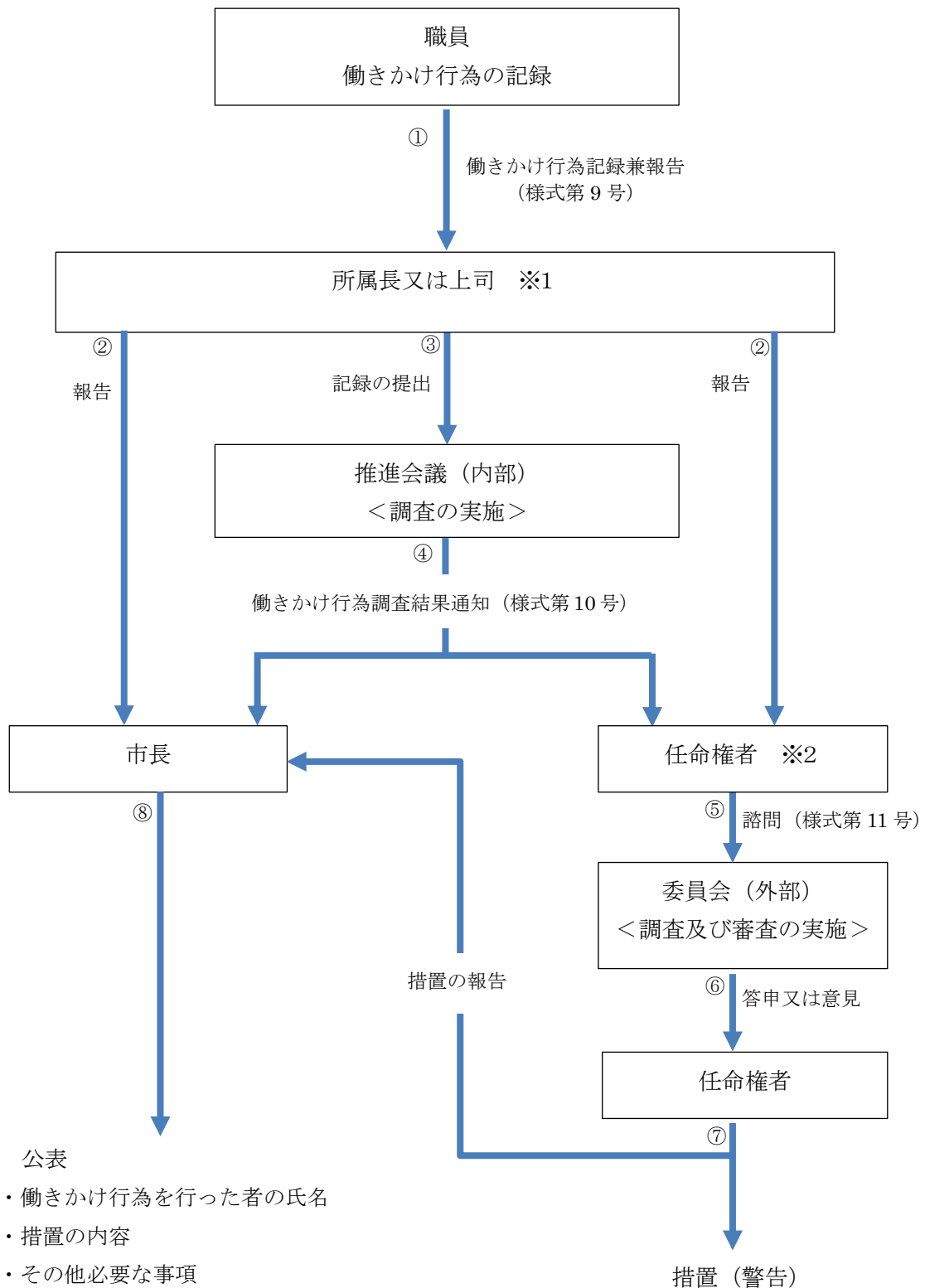
第6 フロー図

公益通報のフロー図



※ 委員会が調査及び審査の必要があると認めたときは、委員会において調査及び審査を行う。

働きかけ行為のフロー図



※1 働きかけ行為に該当しないことが明らかな場合は、市長及び任命権者への報告並びに推進会議への記録の提出は不要

※2 働きかけ行為に該当しない旨の通知を受け取った場合は、委員会への諮問は不要

公益通報書

年 月 日

亀山市コンプライアンス推進会議 宛

亀山市職員コンプライアンス条例第9条第1項の規定により、下記のとおり通報します。

記

1 公益通報を行った者

氏 名	〇〇 〇〇	<input type="checkbox"/> 匿名希望
所属又は事業者名	総務財政部総務課	
通報先（可能な限り、複数記載をお願いします。）	住 所	亀山市本丸町577番地
	電 話	0595-84-5034
	ファクシミリ	0595-82-9955
	電子メール	
希望する連絡方法	<input checked="" type="checkbox"/> 書面の送付 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）	
結果の通知	<input checked="" type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない （匿名の場合は、通知できません。）	

2 通報内容（いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。）

××××部××課所属のAさんは、〇月〇日から〇月〇日までの3日間公務で出張したことになるが、2日間しか出張先に滞在しておらず、宿泊は1日間であった。

3 その他推進会議に伝えたい事項（推進会議に望む対応等を記載してください。）

なし

働きかけ行為記録兼報告書

年 月 日

所 属	総務財政部総務課	受付日時	令和〇年〇月〇日 ×時××分
対応した職員の職氏名	主幹 ## ##		
受付形態	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> その他（ ）		
相手方の住所、氏名等（団体にあつては、団体名、代表者の職氏名）	亀山市議会議員 △△ △△		
働きかけ行為の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 要望 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> 苦情 <input type="checkbox"/> その他 地元団体がイベントを企画しているが、資金面で苦しんでいるので補助金等の援助をお願いしたい。		
対応方針	（いつ、だれが、なにをするか具体的に記載してください。） 当該イベントに対し支出可能な補助金等がないことを説明する。		
対応結果	（いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。） 対応方針を説明した結果、補助金等がないことを理解された。		
備考			

確 認				